

しり
ShikaTown

全校生徒の
応援を背に!!



7

2014
No. 107



羽咋郡市中学校相撲大会

INDEX

教育長就任のあいさつ	3
後期高齢者医療保険	4
給付金のお知らせ	5
国民健康保険のお知らせ	6-7
青春全開 志賀高校!	22-23



富来中... 日爪 大輔、成瀬 泰知、西村 大志、辰巳 昇次郎、中前 里支、橋場 洗介、濱口 快人



熱い声援が 選手に届く。



志賀中... 谷口 敢治、東田 拓海、大門 諒大、岡島 蓮、山本 純平、張原 夕斗、本正 直弥



団体の部・第2位 富来中学校



団体の部・優勝 志賀中学校

団体 優勝 志賀中、2位 富来中
個人 優勝 谷口君、2位 山本君、3位 大門君

志賀中がV5

か、富来中が巻き返しを図るのか見所だ。

た勝利を皆で喜んだ。

個人戦では、決勝トーナメントに志賀中の3選手が勝ち上がり、圧倒的な強さを見せつけた。最終決戦は、志賀中・谷口君(3年)と山本君(3年)のライバル対決。寄り切りで谷口君が優勝を果たした。谷口君は、「今まで支えてくれた応援の皆、先生、家族に感謝したい。来年も後輩たちに勝ち続けてほしい」と話した。志賀中応援団長・前田陸空君は「選手たちの頑張りで私たち応援団も頑張れた」とあいさつ。全校生徒の総力戦で勝ち取った勝利を皆で喜んだ。

4校が進出した決勝トーナメント。富来中と志賀中、志賀中と羽咋中が対戦。富来中と志賀中、共に4対1で勝ち進んだ。

最終決戦。熱い声援の中、大会5連覇を狙う志賀中が4対1で富来中を破り、団体優勝を勝ち取った。富来中も団体2位となり、志賀町が団体戦上位を独占した。

この大会、選手の熱い戦いは元より、全校生徒一丸となって日々練習を重ねてきた応援合戦が見物である。団体予選から志賀中は強さを発揮。対戦した4校に全勝し予選をトップ通過した。さらに富来中も、予選リーグ4位で決勝にコマを進めた。



教育長に守田廣三氏を選任

6月3日、穴田實教育長の退任を受け、新たに守田廣三氏(町)が教育長に任命されました。任期は平成26年10月21日までです。

●新たな教育委員会組織

委員長：中島 進

委員長職務代理者：貫井 和也

委員：泉 総一郎、新古 紀子

教育長：守田 廣三

就任のごあいさつ

この度、志賀町教育委員会委員としてご指名いただき、教育長に就任させていただきましたことになりました。志賀町の教育行政という重責を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。また、甚だ微力ではございますが、誠心誠意努めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、既にご承知のように、来る平成28年4月開校予定であります、志

賀地域の7小学校の統合に向けての諸課題、また現存する小中学校における、学力向上や豊かな体力づくり、更には、いじめ・不登校などの諸課題が山積しております。私は、これらの諸課題について、町民の皆さま、保護者の皆さまのご理解、ご協力を得まして着実に取り組んでいく覚悟です。

また、本町におきましては、自己の趣味に取り組んだり、持てる技能を高めたりする生涯学習活動に熱心に取り組んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。しかし、この分野においても、高齢化による組織の弱体化や各種の地域行事等の実施が困難な状況も見受けられます。多様化する価値観、少子化、高齢化など激動する社会の変化の中で、志賀町の学校教育、生涯学習、その他全ての教育活動が活発になり、心豊かで高まりのある文化活動が行われる町となるよう努めてまいりますので、どうぞご協力、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



志賀町統合小学校建設検討委員会
事務局 ☎ 32-9360

統合小学校建設検討委員会だより



学校管理運営計画部会

すべての小中学校には、それぞれ学校独自の「学校管理運営計画」が作成されています。志賀町公立学校管理規則では、次のような事項についての計画を立て、教育委員会に届け出ることになっています。

- (1) 教育目標および教育方針
- (2) 教育課程その他教育に関する計画
- (3) 学校の組織および編成
- (4) 施設および設備・備品の管理計画
(警備や防災計画を含む)
- (5) 現職教育の計画
- (6) その他、校長において必要と認める事項
(教育相談や食育指導など)



学校管理運営計画

これらは、石川県や志賀町の教育目標を踏まえて作成されますが、校長の教育方針のもと、どのような教育を推進するか、その具体的な計画については、学校それぞれの特徴が現れてきます。統合年度からのスムーズなスタートのためには、7つの小学校の長所を生かした計画作りを進めなければなりません。

学校管理運営計画部会では、各小学校長の意見を取り入れながら、統合小学校で志賀町らしさの現れた教育が推進できるよう協議を進めていきます。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証 新しい保険証を送付します

平成 26 年度の新しい保険証（オレンジ色）は、**7月中旬から簡易書留で送付します。**

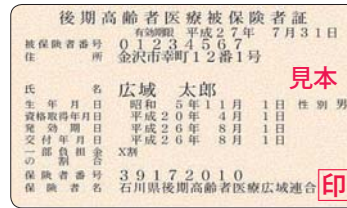
送付される封筒



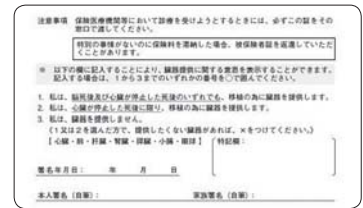
- ▶**注意点**
- ①使用できるのは平成 26 年 8 月 1 日からです。
 - ②現在の保険証は、平成 26 年 7 月 31 日で期限切れとなります。
8 月 1 日以降は使用できませんので、廃棄してください。

※有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などにより自己負担割合に変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまでの保険証は住民課、または富来支所へ速やかに返却してください。

保険証（表）



保険証（裏）



※医療機関での自己負担の割合（1割または3割）は、前年中の所得を基に決定します。

※保険証の裏面に「臓器提供意思表示」欄を設けています。「臓器提供意思表示」欄に貼るための目隠しシールが必要な人は、住民課および富来支所に配置してあります。

保険料額決定通知書 前年中の所得を基に 1 年間の保険料額を決定しお知らせします

平成 26 年度の保険料額決定通知書は、**7月中旬から送付します。**

※後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は保険料が軽減されますが、関係機関などからの情報遅れのため、適用されていない場合があります。その場合は、広域連合または住民課まで申し出てください。

被用者保険・・・会社員、公務員、船員などの人が加入する医療保険（国民健康保険は該当しません）

▶保険料の支払い方法は、年金天引き、自主納付のいずれかです。

特別徴収（年金天引き）となった人	普通徴収（自主納付）となった人
支給されている年金から天引きにより保険料を支払います。申請により口座振替による納付方法に変更することができます。ただし、これまでの納付状況により変更が認められない場合があります。	納付書または口座振替で納付してください。口座振替で納付を希望する人は申し込みが必要です。 ！ 安心で便利な口座振替を推奨します

限度額適用・標準負担額減額認定証 療養を受けたときの自己負担限度額や食事代などが軽減されます

該当する人は、住民課または富来支所で申請してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

▶**対象者** 世帯全員が住民税非課税の人

※現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、8月以降も認定要件にあてはまる場合には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します（再度の申請は必要ありません）。

臨時福祉給付金 および子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

消費税率の引き上げに際し、各家庭への負担を緩和するため、一定の条件を満たす人に給付金を支給します。給付金の対象と思われる人には申請書を送付します。確認して、申請手続きを行ってください。

臨時福祉給付金 支給要件

- 平成26年1月1日(基準日)に志賀町に住民票があり、住民税が非課税の人(課税されている人の被扶養者や生活保護の受給者は除きます)
- 給付額 1人につき10,000円
(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者などは、受給者1人につき、5,000円が加算されます)

申請方法

- ・申請先 健康福祉課「臨時福祉給付金」窓口
住民課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
 - ・申請期間 平成26年7月1日(火)～10月1日(火)
┌ 窓口での申請
└ 申請書に同封する返信用封筒による申請 } どちらかで提出してください
 - ・提出書類
 - ①申請書(対象と思われる人に送付します)
 - ②本人確認書類(運転免許証や保険証などの写し、対象の人全員分)
 - ③口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)
- ※子育て世帯臨時特例給付金で児童手当と同じ口座の場合は本人確認書類および口座確認書類は不要です。

臨時福祉給付金 健康福祉課 ☎ 32-9131

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

- 平成26年1月1日(基準日)に志賀町に住民票があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人(平成25年の所得が児童手当の所得制限を超える人や生活保護の受給者は除きます)
- 給付額 対象児童1人につき10,000円

受け取り方法

- ・申請書に記載した指定口座に入金(後日決定通知を送付)

その他

- ・受け取ることができるのはどちらか一つの給付金です。
- ・原則として申請期間外の申請や平成26年1月1日に志賀町に住民票のない人は受け付けできません。
(1月1日に住民票のある市町村での受け付けになります。)
- ・臨時福祉給付金の支給後に支給対象の要件に該当しなくなった場合は、給付金の返還をしてもらいます。

子育て世帯臨時特例給付金 住民課 ☎ 32-9122

平成26年度の国民年金保険料免除の申請が始まります。

七尾年金事務所 0767-53-6511 住民課 32-9121

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

申請書は、年金事務所または住民課の国民年金担当窓口があり、申請手続きすることになります。平成26年度の免除などの受け付けは平成26年7月1日から開始され、平成26年7月から翌年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年4月からは、過去2年まで(2年1カ月前)さかのぼって申請ができるようになりました。(学生納付特例も同様)

免除の申請漏れがあった場合は、年金事務所または住民課に申請書を提出してください。

70歳から74歳までの国民健康保険加入者の人へ

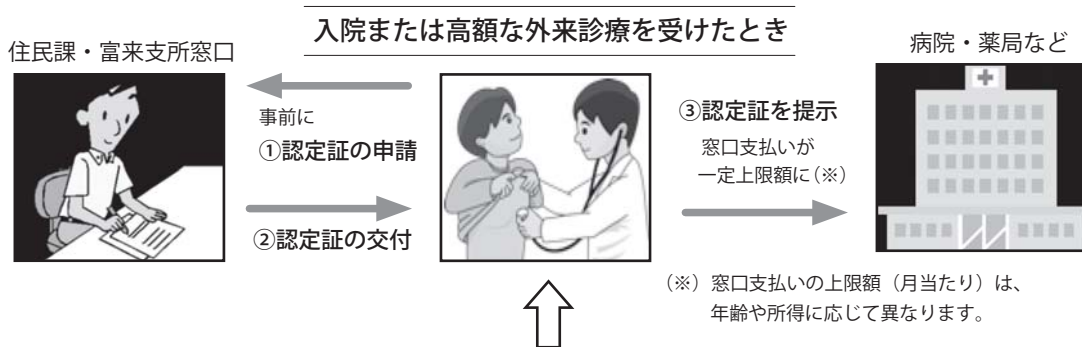
～7月は高齢受給者証の更新時期です～

現在お持ちの高齢受給者証は7月31日で有効期限を迎えるため、新しい高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。一部負担金の割合は、前年の所得により決まりますので、受け取り後、内容に誤りがないか確認してください。

- ・高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から適用されます。
- ・後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がいがあると認定された人は除きます。
- ・お医者さんにかかるときは「高齢受給者証」と「保険証」を持参してください。

74歳までの国民健康保険加入者で、『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持っている人へ

現在の証は、7月31日で有効期限を迎えます。引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請してください。申請受付後、7月下旬に郵送します。



「認定証」などを提示すれば
窓口での支払いが一定の金額に!!

一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ● 70歳未満の人 ● 70歳以上の非課税世帯などの人 	住民課または富来支所で「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
70歳以上75歳未満で非課税世帯などではない人	必要ありません	「保険証」・「高齢受給者証」を提示してください

- ▶ 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。
(窓口で自己負担額を支払った後、高額療養費の支給申請をすると支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます)

志賀町国民健康保険 優良家庭報償事業のご案内

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を贈呈しています。

※特定健康診査を受けていること、ならびに受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますので注意してください。



国民健康保険税 の納税通知書が 7 月中旬 に届きます！



国民健康保険税額はどのように決まる？

①世帯ごとに計算します。

一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。

②年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。

年度途中で国民健康保険に加入したり、国民健康保険をやめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算されます。

③所得や資産、加入者数などによって計算します。

所得割・資産割・均等割・平等割の組み合わせによって計算します。40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分を追加して計算します。

④所得申告の内容により計算します。

所得情報がないと所得が把握できないため正確な国民健康保険税が計算できません。所得の情報がない人については、5月に税務課から対象者あてに通知が送られています。

納期

全期分を
発送しますので
なくさないように
お願いします。

※口座振替の人は、納期限に引き落としします。残高確認を忘れずをお願いします。

平成26年度	納期限
1期	7月31日
2期	9月 1日
3期	9月30日
4期	10月31日
5期	12月 1日
6期	12月25日
7期	2月 2日
8期	3月 2日
9期	3月31日



国民健康保険税はどのように納める？

①世帯によって支払方法が異なります。

銀行などの窓口で直接納めるか、口座からの引き落としにより支払います。その他、国の定めた条件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

②国民健康保険税の額が変わることで、支払方法が変わる場合があります。

支払方法については、税務課から送付する通知書により確認できます。これまで口座からの引き落としや年金天引きで支払っていた人でも、支払方法が変わる場合があります。



年度途中であっても、国民健康保険税の金額が変わることがあります。

①新しく国民健康保険に加入した人がいるとき

ほかの健康保険をやめて国民健康保険に加入したとき、または転入、出生などにより国民健康保険に加入したときなどに、国民健康保険税が追加になります。加入する場合は、必ず届出が必要です。

②国民健康保険をやめた人がいるとき

ほかの健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国民健康保険をやめたときなどに国民健康保険税が減額になります。ほかの健康保険に加入した場合は、必ず届出が必要です。そのままにしておくと、国民健康保険税がかかったままになります。

③所得情報がわかったとき

転入してきた人については、前年の所得が不明なため役場が前住所地に通知で問い合わせします。所得が判明したあとに国民健康保険税が変更になることがあります。

④所得申告の内容が変更されたとき

税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それにもなつて国民健康保険税も変更になることがあります。

⑤ 40歳に到達したとき

40~64歳までの人は、介護保険料の分が追加されるため国民健康保険税が増額になります。